会 議 録

会議の名称	令和4年度西東京市個人情報保護審議会(第1回)
開催日時	令和4年5月23日(月)午後2時から午後3時15分まで
開催場所	西東京市役所田無庁舎4階 議会棟第3委員会室
出席者	(出席委員) 横道会長、大川委員、河野委員、茶谷委員、濱野委員 (事務局) 総務部長、総務部総務課法規文書担当課長、総務課法規文書係長、法規 文書係主査、法規文書係主事 (欠席委員) 岡本委員
議 題	議題1 委嘱状の交付について 議題2 会長の互選及び会長職務代理者の指名について 議題3 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う情報提供について 議題4 防犯カメラの設置運用状況について(報告)
会議資料	1 個人情報の保護に関する法律の改正内容について 2 防犯カメラの設置運用状況の報告に係る資料
記録方法	□全文記録 ■発言者の発言内容ごとの要点記録 □会議内容の要点記録
会議内容	

○事務局 ただいまから、令和4年度第1回西東京市個人情報保護審議会を開催する。 はじめに、委嘱状の交付を行う。

【副市長から各委員に委嘱状を交付】

【副市長退席】

○事務局 続いて「議題 2 会長の互選及び会長職務代理者の指名について」を議題とする。

【会長及び会長職務代理者を決定】

〇会 長 続いて「議題3 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う情報提供について」を議題とする。事務局からの説明を求める。

【事務局から説明】

- ○会 長 事務局からの説明に対し、質問等はあるか。
- ○委 員 従来、目的外利用や外部提供をする際は、個人情報保護審議会に諮問をしていたが、今後は諮問が不要になるということか。従来、諮問が必要であった点は、法で規定されるようになるから問題ないのか。

- ○事務局 そのとおりである。
- ○委 員 西東京市個人情報保護審議会と西東京市個人情報保護・情報公開審査会の合 体の可否を検討事項にあげているが、この2つの附属機関の設置目的を考える と合体はふさわしくないのではないか。
- ○会 長 西東京市個人情報保護・情報公開審査会の所掌事務は何か。
- ○事務局 公文書開示請求及び自己情報開示請求に対する決定について審査請求があった際に審査をしてもらう附属機関である。
- ○委 員 合体の意図がわからないが、合体することによって事務局の負担は減るの か。
- ○事務局 負担は変わらない。
- ○委 員 合体の可否以前に、そもそも西東京市個人情報保護審議会の存続の必要性から検討が必要なのか。
- ○事務局 そのとおりである。
- ○会 長 条例で定めることが法律上許容されている事項をどの程度条例に規定する かが鍵になってくる。
- ○委 員 西東京市個人情報保護審議会をなくすことも考えてもいいのではないか。
- ○委 員 西東京市個人情報保護審議会への諮問事項はないのか。
- ○事務局 個人情報保護委員会が作成した Q&A には、「定型的な案件の取扱いについて、専門的知見に基づく意見を踏まえて国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合」「地方公共団体等が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合」「法施行条例の改正(法に委任規定のあるもの等)に当たり、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合」の3点を具体例に挙げている。
- ○事務局 事務局としては、条例改正又は規則改正の際に、改正内容についてを西東京 市個人情報保護審議会に諮問することも検討している。
- ○委 員 個人情報保護委員会が示した個人情報保護法施行条例の条文イメージを見ると、「改正法第 129 条に基づき審議会への諮問に関する規定を定める場合」の条文が第 13 条に規定されているが、本文中の「○○市個人情報保護審査会条例(令和○○年○○市条例第○○号)第○○条に規定する○○市個人情報保護審査会」とは、何を指すのか。
- ○事務局 当市に当てはめると、西東京市個人情報保護審議会である。
- ○委 員 審査会と書いてあるが、西東京市個人情報保護・情報公開審査会のことでは ないのか。
- ○事務局 第 13 条の注釈を見ると、「法第 129 条の規定による諮問に応じ調査審議する機能を有する審議会等を諮問先として規定する。」と書かれているので、西東京市でいう西東京市個人情報保護審議会のことであると思われる。
- ○委 員 個人情報保護委員会の資料では、西東京市でいう「審議会」を「審査会」と 表記しているため非常に紛らわしい。今後は分かりやすく示していただきた い。
- ○事務局 そのようにする。
- ○委 員 西東京市個人情報保護・情報公開審査会という名称は、長くて市民にとって は分かりにくいように思う。呼びやすい名前を付けることはできないのか。
- ○会 長 個人情報保護・情報公開審査会に関しては、国も同じ名称である。
- ○委 員 法改正後は、個人情報保護委員会による一元的な管理がなされるようにな

る。法の解釈と執行の判断をその都度国に求める必要があるため、従来、個別 の条例により運用していた地方自治体にとっては、事務事業に大きな影響が生 じるであろう。

先程、西東京市個人情報保護審議会と西東京市個人情報保護・情報公開審査会の合体の可否が話題に上がったが、西東京市個人情報保護審議会の所掌事務が少なくなるのは確かであるため、委員の構成が似ていることや、既に合体をしている他自治体があることに鑑みると、そう簡単には合体の可否は決められないように思う。

- ○会 長 それでは、次回の会議において、事務局が示した条例案の内容を審議すると いうことでよいか。
- ○各委員 異議なし。
- 〇会 長 続いて「議題4 防犯カメラの設置運用状況について(報告)」を議題とする。事務局からの説明を求める。

【事務局から報告】

○会 長 以上で本日の会議は閉会とする。